

浜松市三ヶ日B&G海洋センター利用許可申請書

令和	年	月	日
----	---	---	---

浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定管理者（三幸株式会社）

内のみ
ご記入ください。

住所（所在地）			
団体名			
代表者氏名			
連絡先	TEL/	FAX/	
裏面を読んで頂き同意頂けましたら シールのを入れて下さい	裏面の個人情報の取扱いについて同意します <input type="checkbox"/>		

下記のとおり施設を利用したく、利用許可申請書を提出いたします。

なお、利用においては、裏面の利用に関する条件を遵守いたします。

利用施設 (利用施設に○を) ※用紙1枚に対し1施設	アリーナ	全面	・	半面	格技場	会議室
	プール専用利用	(1	・	2	・
					3	コース)
利用目的及び内容 (利用内容に○又は 記入を)	バレーボール ・ バスケットボール ・ インディアカ ・ フットサル ・ 卓球 バドミントン ・ 柔道 ・ 剣道 ・ 空手 ・ 競泳 ・ その他 ()					
利用月日（曜日）	令和 年 月					
使用時間 (利用月ごとに記入 ください)	日 ()	時	分	～	時	分
	日 ()	時	分	～	時	分
	日 ()	時	分	～	時	分
	日 ()	時	分	～	時	分
	日 ()	時	分	～	時	分
利用団体（利用団体に○又は記入を）	少年団 ・ PTA ・ 自治会 ・ 学校 ・ 自主グループ ・ 一般個人 その他 ()					
利用予定人数	合計	名	内訳	大人	名	・ 子供 名

浜松市三ヶ日B&G海洋センター利用許可申請者 様

浜松市三ヶ日B&G海洋センター利用許可書

貴団体より申請のありました当施設の利用許可申請について、申請のとおり許可いたします。

許可印

※印無きは無効 (受付者 /)
(確認者 /)

個人情報の取り扱いについて

三幸株式会社(以下、「当社」という)は、個人情報について、下記のとおり取り扱います。

記

1. 施設の名称
三ヶ日B&G海洋センター施設 電話:053-526-2323
2. 個人情報保護管理者の職名、所属および連絡先
三幸株式会社 総務部長
代理人:三ヶ日B&G海洋センター施設 館長
電話:053-526-2323(三ヶ日B&G海洋センター施設)
3. 個人情報の利用目的について
当社がお預かりした氏名、性別、年齢、住所、電話番号、体温等の個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため浜松市、及び保健所等関係機関より提供を求められた場合、および施設からのご連絡のために利用します。
4. 個人情報の第三者提供について
当社がお預かりした個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供することはありません。
①浜松市、及び保健所等関係機関より提供を求められた場合
②その他法令の定めにより提供を求められた場合
5. 個人情報の委託について
当社がお預かりした個人情報の取り扱いにおいて、その業務を委託することはありません。
6. 個人情報の開示等について
当社でお預かりした個人情報の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止、および第三者提供記録の開示に関しては、三幸株式会社 苦情・相談窓口(連絡先:03-5217-1623)にお問い合わせ下さい。
7. 個人情報をご提供いただくことの任意性について
当社への個人情報の提供は任意となりますが、ご提供いただけない場合は、施設のご利用がいただけない場合がございますのでご承知おきください。

当社は、皆様からお預かりした個人情報は、細心の注意を持って取り扱い、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外に利用することはありません。

上記の「個人情報の取り扱いについて」に同意頂けたら、
表面に、レ点☑をお願い申し上げます。

浜松市三ヶ日B&G海洋センター利用に関する条件

- 1 施設、設備等を汚損又は損傷しないこと。
※室内用シューズと屋外用シューズの兼用はしないこと。
- 2 許可された施設以外へ立ち入らないこと。
※プール利用者以外の更衣室・シャワー利用の禁止
- 3 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
※アリーナ内・格技室は飲食禁止
- 4 喫煙について、敷地内は禁煙の為、喫煙はしないこと。
- 5 利用後は清掃をし、紙くず等は持ち帰ること。
- 6 貸し館時間は、準備、片付け時間を含みます。
- 7 施設内での物品を展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- 8 他人に危害を及ぼしもしくは迷惑となる物品、動物の類を携帯あるいは連行しないこと。
- 9 車を指定の場所以外へ乗り入れたり、駐車したりしないこと。
※体育館を利用される場合は、長時間の利用になりますので、
プール南側への駐車にご協力ください。
- 10 利用により浜松市又は他人に損害を与えたときは、利用者が責任を持って弁償すること。
- 11 利用により起きた事故については、利用者の責任においてこれを処理すること。
- 12 利用者は、利用の権限を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 13 浜松市及び教育委員会が公用又は公共の用に供する必要が生じたとき、
許可条件に違反する行為をしたとき、その他管理上支障があると認めるときは、
この許可を取り消します。
- 14 利用が終わったときは、利用者は直ちに現状に回復し、係員に報告すること。
- 15 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- 16 体育施設のキャンセル限界日は使用の10日前であり、
限界日以降のキャンセルは出来なくなります。
限界日以降は、納付済の使用料は還付できません。
また、未納付の場合は、使用料を納付していただくこととなりますので、ご了承ください。